

午後 2 時 開会

○司会

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、第 4 回目の佐賀中部広域連合介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきます。

それでは、第 4 回目の事業計画策定委員会の開催に当たりまして、佐賀中部広域連合事務局長から御挨拶申し上げます。

○事務局長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、また寒い中に第 8 期の介護保険事業計画策定委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆さん御存じのように、現在、国内におきましては、コロナウイルスの第 3 波ということで、感染者の増加や経済活動の停滞など、非常に厳しい状況でございます。本広域連合も高齢者の方に対する介護給付や介護予防事業等を展開しておりますので、事業所等が何の支障もなく今までのようにサービス等がスムーズに提供できるように、一日も早くコロナの感染が収束することを願っているところでございます。

さて、本日でこの策定委員会も第 4 回目となり、皆様の御協力によりまして素案を御提示できるところまで参りました。本日の審議につきましては、素案についてと被保険者の皆様に負担をしていただく介護保険料についてとなりますが、給付費に大きな影響がある介護報酬改定について新聞報道等ございましたが、正式にその具体的な内容は提示されておりません。このため、今回、素案を御提示しておりますが、給付費の見込みの確定やそれに伴う介護保険料の額の算出も年明けになる見込みですので、今回はその保険料算定の検討状況をお示しし、御審議をいただくことといたしております。

最後になりますが、本日までの御審議に対し感謝申し上げますとともに、これからの審議に対して、より一層の御協力をお願いし、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、続きましてお手元の次第に従いまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会長にお願いすることになっております。会長よろしく願いいたします。

○会長

よろしく申し上げます。

本日は師走のお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。限られた時間でございますので、皆様方の協力を得て速やかな議事進行に努めてまいりたいと思います。

それでは、早速議事に入ります。

議事(1)介護保険事業計画素案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、私のほうから説明をしたいと思いますが、まず、御説明の前に1点、素案の76ページの差し替えをお願いいたします。

本日配付いたしましたグラフのページですね、片面の76ページ、これがグラフの数字が印刷ミスで見えなくなっておりましたので、このページの差し替えをよろしくをお願いいたします。

それでは、まずは素案の変更点ということで御説明をいたします。

素案について、以前、策定委員会の協議から変更した部分について御説明をいたします。

素案と一緒に、事業計画素案の変更点という資料を送付させていただいておりましたが、この中でも主な部分を抜粋して御説明をいたします。

素案のほうを見ながら、素案のほうで説明していきたいと思いますが、まずは素案の2ページを御覧ください。

この2ページは8期での制度改正ということになりますけど、(2)から(4)を追加しております。(2)につきましては、要介護認定の有効期間の上限が現在の36か月から48か月に拡大されるものです。(3)につきましては、総合事業について要介護者も対象とすることを可能にする改正がっております。(4)につきましては、食費、居住費の利用者負担の均衡を図るための改正などになっております。この(2)から(4)が主に社会保障審議会でも介護保険部会のほうの改正になっていましたので、これを追加させていただいています。

次に、38ページを御覧ください。

このページは事業計画の評価の内容となっております。この事業計画の評価については、ここは第3章なんですけど、最初の会議で第1章に記載していたものを第3章に移させていただいて、この第3章の次の第4章で各取組の目標を記載しておりますので、そことの連動性を高めて、評価指標の内容を追加しております。

次に、44ページをお願いします。

この44ページの中で、ウ)のおたっしや本舗地域ケア会議の充実の部分になりますけど、この会議へのアドバイザー派遣事業を追加させていただきまして、派遣する専門職の例示もしております。これは以前の策定委員会での委員からの意見を反映した変更になっております。

次に、53ページをお願いいたします。

53ページは一般介護予防事業の部分ですけど、この事業におけるリハビリテーションにつきまして、理学療法士や作業療法士などの専門職の関与に関する記載の充実を図っております。上の書き出しの部分の最後の2行とか、あとはウ)の部分の2つ目の丸ですね、こういったところに理学療法士や作業療法士に関する記載を追加しております。これにつきましても、各専門職の委員の意見を反映したものとなっております。

次に、65ページをお願いします。

この65ページにつきましては、人材確保に係る事業に関する記載となっておりますけど、9月の策定委員会の資料では、基盤整備とか事業所指導に関することの記載もしてございまして、こういった内容が混在してございましたけど、基盤整備や事業所指導については第5章で記載させていただいておりますので、人材確保に焦点を絞った記載にしております。人材確保につきましては、委員からも突っ込んだ議論が必要という御意見をいただいておりますので、第8期での検討を進めやすいように、イ)の主に国、県が進めるものと、ウ)の今現在連合のほうで実際実務を行っているものなどの整理を行っております。

次に、67ページをお願いいたします。

この67ページが災害や感染症対策の部分となりますけど、委員からの意見で、これもア)の2つ目の丸のところですけど、災害時の感染症対策の記載を追加するなどの記載内容の充実を図っております。

次に、68ページをお願いいたします。

この68ページからが第5章の基盤整備方針についての記載ですけど、11月の策定委員会の資料におきましては、協議をするために県から示された待機者調査や整備方針などを詳細に記載してございましたけど、本来、事業計画に記載する内容として絞り込ませていただいております。

主な変更点の説明は以上となりますけど、次に、素案に対して事前に御質問や御意見をいただいておりますので、これについて説明をしたいと思います。

それでは、本日配付させていただきました右肩に資料1と書いてある資料をお願いいたします。

まず、問1のほうで、事業計画の評価に関しましてPDCAサイクルを分かりやすいように図示できないかという御意見をいただいております。

これについては、その次のページに別紙1をつけておりますけど、その別紙1の裏面を御覧ください。

委員の皆様はずっと協議をしていただいていることです。毎年度、9月と3月に介護保険運営協議会を開催させていただいております。そこで介護保険制度の運営について評価検証、さらに、次年度の計画などを協議していただいております。この流れを下のPDCAサイクルの図のとおり追加したいと考えております。

問1については以上です。

○事務局

そしたら、私のほうから問2ということで御質問が来ていますので、資料のほうは、資料1の1ページ目になります。こちらを御覧ください。

質問の内容といたしましては、素案の57ページから58ページに記載がされていますけれども、介護に取り組む家族等への支援について企業や労働部局との連携が書かれているが、具体的な取組を予定されているのかといった御質問で、回答のほうも資料1に掲げております。こちらをお目通しいただくと、そのとおりなんですけれども、介護に取り組む家族等への支援については、地域包括支援センターにまずは相談をしていただきたいと。そういったところで、あと、レスパイトケア、一時的な介護者の休息、そういったものも含めて各サービスを利用することにつなげていくということで考えております。

また、介護と仕事の両立に当たっては、介護保険制度、労働担当部局の制度、そういったものを組み合わせて環境を整えることが必要であると考えておりますが、相談内容に応じて労働部局との相談窓口等を御紹介するなど、連携を図っていきたいと思っております。

また、企業内の研修等の促進につきましては、直接的には労働担当部局の役割であろうと考えておりますので、労働担当部局を通じて必要に応じて支援をしていきたいということで御回答したいと思います。

それから、もう一点御質問が来ております。素案の70ページに記載してありますが、介護老人福祉施設等の待機者が全体で771人いる中で、在宅の方が佐賀市で132人、それぞれ

家族環境は把握しているのかといったことでの御質問です。

回答といたしましては、資料のほうは今の資料1をめくっていただいて、別紙2というのが最後のページについていますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

待機者につきましては、介護度別、また、その主たる介護者の状況に応じて把握をそれぞれしているところです。資料を見ていただきますと、主たる介護者等の状況で、①の単身世帯で近隣に介護者がいない場合ということで、連合全体では32名の方がおられます。こういった方は現在どうしているのかということなんですが、こういった方については、在宅のサービスを利用しているという方が大半ということで確認をしているところです。

問3の回答としましては以上でございます。

○会長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いいたします。

○委員

私が認識不足なのかどうなのか分かりません。76ページで差し替えの分ですよ。前回のときにも質問をした関係があるんですけども、ここの76ページは介護老人福祉施設の見込みということで多分掲げられていると思うんですけども、ここの介護老人福祉施設については、上限というか、その辺がかなり厳しいのかなと思っているんですけども、ここの②の介護老人保健施設の——これは今回の8期には直接関係ないと思いますけれども、令和22年度にかなり増えていますよね。ここが何か理由があるのかどうか。要するに介護老人福祉施設のほうは平たんというか、変わっていませんけれども、介護老人保健施設については、令和22年、先の話ですので、どうか分かりませんが、ただ、資料としては残るんですよ。ですから、この辺が何か理由があるならお教え願いたいんですけど。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局長

すみません、ちょっと確認させていただきます。申し訳ありません。

○委員

それに併せて、要介護1、要介護2なんかも増えていますよね。この中でいうと、特別な理由があれば別でしょうけれども、基本的に要介護3以上が施設入所なのかなというふうに

認識していますけれども、ここもかなり増えているので、何か理由があるのかなと。すみません、よろしくお願いします。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

すみません、先ほどの76ページの介護老人保健施設につきましては、令和22年度が1,659という総数になっているんですけども、すみません、75ページのほうでは1,182となっております。グラフのほうが誤っておりましたので、その点については後ほどまた訂正をしてお出ししたいと思います。御迷惑をおかけしました。

○会長

このグラフが間違っていますよね。差し替えをお願いいたします。

ほかに委員の皆様ありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、議事の(2)第8期介護保険料算定について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

そしたら、議事の(2)の保険料の算定について御説明をいたします。

資料2を御覧ください。

介護保険料につきましては、まだ介護サービス等の報酬改定が国から示されておられませんので、まだ具体的な数字を示すことはできない状況です。そのため、保険料算定において何がどう影響するのかということを確認できる範囲内の御説明となります。

そしたらまず、資料2の1ページから3ページまでですけども、これは参考として、素案の中の保険料算定の流れとか、あとは第7期の保険料などについて参考に記載させていただいております。

4ページを御覧ください。

ここからが第8期の保険料を算定する際に影響する各要素ですけど、上の記載のとおり、第7期の保険料基準額5,960円、これは基金投入前では6,297円となっておりますけど、これを算出した際の状況との比較で、この金額を押し上げる要素なのか、押し下げる要素なのかという検証をさせていただいております。

まず、1番ですけど、積算に係る制度改正の影響です。

(1)で第1号被保険者の負担率ですけど、これは23%のままです。7期から変更しておりません。

次に、(2)の所得段階の基準額の改正があっております。アの表のとおり、第7段階から第9段階の境界の所得金額の改正があっております。イのほうで記載しておりますけど、現在の保険料基準額を押し上げる影響がありますけど、その影響は小さいという状況です。ただし、ウに記載しておりますけど、9段階以上の所得幅を今後変更するかどうかという検討が必要になってきております。

次に、(3)の調整交付金の算定方法の改正があっております。調整交付金は各保険者の高齢化の状況に応じて国から交付される交付金になっております。その算定方式が細分化されるなどの変更があっております。イに記載しておりますけど、保険料基準額を押し上げる影響が出てきております。ただし、その影響は小さいものと考えております。

次に、5ページをお願いいたします。

この大きな2番が高齢者数や給付費の第8期の推計値による影響となっております。第8期の報酬改定の改定率がまだ正式に出されておられませんので、現段階での見込みということになります。

まず、(1)ですけど、第8期の推計値と第7期の推計値を比較しています。まず、アの高齢者数の伸びは2.97%で、その下の給付費、地域支援事業費の伸びは2.95%で、ほぼ同じ伸び率になっております。ウで保健福祉事業費を記載しておりますけど、これは新設となっておりますので、丸々保険料を押し上げる影響要因となってきます。

(2)にどういう影響かという記載をしておりますけど、高齢者数と事業費の伸びがほぼ同じであるため、今の保険料を上げ下げする影響はあまりないと考えております。

次に、3番の検討が必要な算定要素ということです。今後、最終的に保険料を算出する上で判断が必要な要素となってきます。

(1)の保険料予定収納率についてですけど、大体この保険料予定収納率は第1期から第7期までは98%で設定をしてきました。ただ、アの実績のほうは結構収納率が伸びていまして、令和元年度で99.08%になっています。ただし、イに記載しているとおり、予定収納率を高く見込むと保険料基準額を押し下げる影響があるということになります。しかし、ウに記載している今の社会情勢で、新型コロナウイルスの影響で保険料調定額が今後減少するおそれ

があるということで、保険料を確保するための、単純に実態に合わせて収納率を上げていいかということではなくて、保険料を確保する上での判断が必要と考えております。

次に、(2)で保険料所得段階多段階化の検討が必要となってきます。アに記載していますとおり、国の標準段階は9段階ですけど、本広域連合は第6期から11段階として、低所得者への軽減を図っております。

6ページのほうになりますけど、今まで保険料の影響を説明してきたんですけど、第8期については、今のところ大きく上昇するような変動要素がありませんので、さらなる多段階化という必要性は現在のところ低いと考えております。

あと最後に、(3)で給付費基金の取崩し額の検討。先ほど7期のところで基金取崩し前と後という金額を説明したりしたんですけど、この基金の取崩しによって保険料の上昇を抑制することができます。これまで説明してきたとおり、第7期からの変動はそれほど大きくない状況であるため、上昇を抑制するための基金の残高は今現在確保できている状況ではあります。今後、介護サービスの報酬改定などの状況を見ながら、取崩し額を検討していく必要があるということになります。

以上で説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして御意見や御質問ございませんでしょうか。

○委員

先ほどの説明の中でも、新型コロナの影響ということで、所得が減少する可能性は十分あるのかなと思っています。その辺は勘案されるのかなと思いますけれども、もう一つお聞きしたいのは、例えば、3ページの保険料の基準となる給付費の見込みという中で、先生方もいらっしゃいますけれども、医療機関なんかは非常に受診抑制というか、その辺があって、医療機関なんかはかなり苦勞されているのかなと思いますけれども、介護の場合はそういう抑制というか、その辺が働いているのかどうか。多分この数字は新型コロナが発生する前の状況で記載されているのかなと思いますけれども、その辺の状況が分かれば教えていただきたいんですけども。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

私のほうからお答えをさせていただきます。

確かに委員御指摘のとおり、介護給付に関して新型コロナウイルスの影響は多少あっております。特に、今年の4月、5月、その頃にかけては利用者が一時期10%、20%減ったということもございました。現在においても、手元に今年の1月と10月を比べた場合ということで、特徴的なところは、短期入所関係で、特に介護予防、要支援者の方々が控えられた、また、施設サイドも抑制されたということも聞いてはおりますが、双方、利用する側、利用される側、両方とも控えたということは確かにございます。

そういったことも含めまして、給付費につきましては、令和2年度につきましては実績見込みのほうで各サービスを見ていただくと、若干令和元年度より落ち込んだサービスもございます。ただ、令和3年度以降の見込みといたしましては、コロナの影響をどう見込むかと、今後ちょっと見えない部分もありますので、見込む際は元年度の情報を基に要介護者の伸びとか、そういうところを勘案して推計を出しておりますので、コロナの影響については推計には反映されておられません。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

ほかに委員の皆様から御意見ございませんでしょうか。

まだ肝腎の国の介護報酬改定が明らかではないので、それによって大きく変わるかと思えます。それ以外の要素は大体第7期と同じような推計をされているかと。コロナの影響は今後を見ないと分からないといったところだと思います。

御質問がないようでしたら、次、議事の(3)その他に移りたいと思いますけれども、予定の議事はこの2題なので、全体を通して、あるいはこれまで通して、何か皆様方の御意見とか御質問等はございませんでしょうか。

○委員

前回の改定のときにもお聞きした内容かと思うんですけれども、毎回、保険者のほうでこれを周知するために資料等を作っていたいただいて、中部広域の場合はたしか全世帯配布だったんではないかなというふうに思っております。そのあたりの配布の時期等がもしめどがあるんであれば教えていただきたい。

というのが、どうしても第1号被保険者の場合に、保険料が幾らぐらいになるのか、そして、自分がどの段階の保険料を払うことになるのかというのが一番興味が高い部分で、そういったものの問合せが直接担当する介護支援専門員のほうに聞かれて来る場合があるので、そういった資料を基に説明したほうが一番理解が得られやすいのかなという気がしておりますので、保険料の発表の時期と資料の作成時期がある程度同調してもらえると、こちらのほうも説明しやすいというところがありますので、教えていただければと思います。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

それでは、この事業計画の配布についてでございます。

事業計画につきましては、来年度の4月下旬から5月頭にかけて配布をさせていただきたい。これは市報とともに配布をさせていただきたいと思っております。

その際に、介護保険べんり帳というものもございますけれども、それも一緒に配布をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。

ほか。

○委員

46ページのほうに「認知症サポーター養成講座の修了者による主体的な活動を促進するため、活動意欲の高い認知症サポーターが地域で活躍できる環境づくりを進めることが必要です。」と書いてありますけれども、具体的に何かそのあたりを聞かせてもらえますか。

○事務局

こちらの認知症施策の中で、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業という新しい事業が盛り込まれたところでございます。この内容というのは、今まで認知症サポーターを養成する目的というのが、認知症に対する理解や周知という面に重きを置いていたんですけど、いろいろサポーターの方の数も増えてきて、やはり認知症サポーターに地域の中で活動していただく、そういうふうな支援をしていくという事業になっております。

具体的に言いますと、チームオレンジコーディネーターという新しい役割の職種を置いて、

そのコーディネーターを中心に、チームオレンジという認知症サポーターを含む支援者のチームをつくっていくという事業でございます。

ただ、こちらの事業はボランティアであったり支援者であったり、そういうふうなチームをつくっていくわけなんですけど、なかなかそういう地域づくりというのは時間がかかるというところがございますので、国が言っている目標では2025年ですけど、広域連合としましては、来年度からチームオレンジに向けた準備段階に入りたいと思っております。そういうふうに認知症サポーターの方を具体的な支援活動につなぐような地域づくりを進めていくというような事業でございます。

○会長

よろしいでしょうか。

ほかございませんでしょうか。

先ほど事務局のほうから給付の見込み、コロナの影響を言われましたけれども、当然、コロナの影響で収入減になられる世帯も増えるかなと思いますよね。だから、減免世帯といいますか、減免対象、その分の収入も少し落ちるということは考慮に入れて保険料算定をしていただければと思います。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ないようでしたら、議事のほうは終了したいと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局からはございません。

○会長

それでは、本日予定した議事は全て終了いたしました。

あとの進行は事務局にお返ししたいと思います。御協力ありがとうございました。

○司会

会長ありがとうございました。

それでは、式次第の大きな4番のその他ということで、事務局のほうから報告事項がございます。

○事務局

次回の策定委員会の御案内になります。来年1月26日火曜日、午後2時からです。次回は場所はホテルニューオータニのほうで実施いたしますので、また改めて御案内を差し上げたと思います。

以上です。

○司会

次回の策定委員会の御案内でした。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様どうもありがとうございました。

午後2時41分 閉会